

答申第10号
令和4年4月15日

佐賀市長 坂井英隆様

佐賀市情報公開審査会
会長 井上亜紀



佐賀市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年8月23日付け佐市緑推第201号及び令和4年1月27日付け佐市緑推第379号により諮問がありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 公文書非公開決定に対する審査請求事案

令和3年6月30日付けの公文書公開請求に対する、令和3年7月9日付け佐市緑推第162号で行った公文書非公開決定及び令和3年7月12日付けの公文書公開請求に対する、令和3年7月21日付け佐市緑推第189号で行った公文書非公開決定について

2 公文書部分公開決定に対する審査請求事案

令和3年10月21日付けの公文書公開請求に対する、令和3年11月4日付け佐市緑推第310号で行った公文書部分公開決定について

別紙

別表1、別表2

答 申

第1 審査会の結論

- 1 令和3年8月23日付け佐市緑推第201号による諮問（諮問1）について
別表1の請求内容欄に掲げる文書について、非公開とした決定については、妥当である。
- 2 令和4年1月27日付け佐市緑推第379号による諮問（諮問2）について
別表2の請求内容欄に掲げる文書について、部分公開とした決定については、妥当である。ただし、本件審査請求の対象となった文書について、非公開と決定した理由を公文書部分公開決定通知書に記載すべきである。

第2 審査請求の内容

本件各審査請求の内容は、佐賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき審査請求人が行った本件各公開請求に対し、佐賀市（以下実施機関という。）が令和3年7月9日付け佐市緑推第162号で行った決定（以下「佐市緑推第162号決定」という。）及び令和3年7月21日付け佐市緑推第189号で行った非公開決定（以下「佐市緑推第189号決定」という。）（以上、諮問1）並びに令和3年11月4日付け佐市緑推第310号で行った公文書部分公開決定（以下「佐市緑推第310号決定」という。）（以上、諮問2）（以下、これらの決定を合わせて「本件各決定」という。）について、それぞれ決定の取消しを求めるというものである。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

1 諮問1について

佐賀市長は、公文書（起案文書）を公開しない理由を「3 公開請求があった公文書が存在しません」とし、その理由を「課内協議にて、費用も含めて方針を確定させた後に、事業を執行したので、この件に関し、別途起案文書を作成していないため」としている。また、課内協議に関する公文書（課内協議での意思決定に至る記録）を公開しない理由を「3 公開請求の公文書が存在しません。」とし、その理由を「〔石碑が傾いている〕との通報を受けて行った調査の報告書をもとに、安全確保のための対応について課内協議を行ないましたが、公文書は作成しておりません。」としている。これらの起案文書、協議記録が作成されていないことについて、理解することができない。作成をしなくてもよい根拠も示されていない。

2 諮問2について

「岡崎藤吉表彰碑」（以下「表彰碑」という。）復旧に係る一切の公文書として、具体的に7項を記し、それぞれの公文書の公開を請求した。決定は、そのうちの「表彰碑復旧の意思決定（起案）に関する公文書」について、公開、部分公開、非公開いずれにも言及していない。公開請求の公文書の存否も不明で、その理由も分からない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、概ね以下のとおりである。

1 諮問1について

「佐市緑推第162号決定」に係る神野公園内表彰碑（諮問2における「表彰碑」と同じものであり、同様に以下「表彰碑」という。）修繕の起案文書については、課内協議にて、費用も含めて方針を確定させた後に、事業を執行したので、この件に関し、別途起案文書を作成していない。

「佐市緑推第189号決定」に係る課内協議に関する文書については石碑が傾いているとの通報を受けて行った調査の報告書をもとに安全確保のための対応について課内協議を行ったが、公文書は作成していない。

原則としては、それぞれ佐賀市文書規程に基づいて文書事務を行う必要があったと思われる。

2 諮問2について

「佐市緑推第310号決定」に係る「表彰碑」復旧の意思決定に関する公文書（起案文書）については、「公文書を作成していないため非公開とします」と決定通知書に記載すべきであった。

第5 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、意見書、反論書及び実施機関の弁明書並びに意見聴取における審査請求人及び実施機関の陳述を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件各決定の妥当性について

(1) 諮問1について

審査請求人が、本審査請求で決定を取り消して公開を求めているのは、「表彰碑」修繕（以下「当該修繕事業」という。）に関する起案文書及び課内協議に関する公文書である。

これに対し、実施機関は、業者から提出された調査報告書（以下「調査報告書」という。）をもとに、課内協議を行い、費用を含めて方針を確定させて当該事務を執行しており、起案文書及び課内協議に関する公文書は作成していないと主張している。

したがって、当審査会は、実施機関が請求対象となった公文書を作成し、保有しているか否かについて検討した。

審査請求人は、「当該修繕事業」について、実施機関に対し、本審査請求に係る公文書公開請求のほかに3回の公文書公開請求を行っており、実施機関から審査請求人に対し、関連する公文書の公開がなされている。そこで、当審査会において、それらの公開された公文書を確認したところ、前記「調査報告書」のほか、修繕検査調書、当該事業にかかる支出負担行為兼支出命令書、工事を請け負った業者から提出された請書、仕様書、見積書、請求書等が含まれていた（令和元年7月19日付け佐市緑推第229号、令和3年8月12日付け佐市緑推第214号）。なお、これらの文書の中で公開に際し黒塗りされた部分については、条例6条3項の法人に関する情報あるいは条例6条6項の事務事業に関する情報に該当することを確認した。

また、当審査会の意見聴取において、「当該修繕事業」を実施するにあたり、起案文書及び

課内協議に関する文書を作成したか否かを実施機関に確認したところ、「事業実施当時は、公園内の遊具修繕と同様に、起案文書を作成する必要はない事業であるとの認識で、起案文書等は作成していない」、「しかしながら、現在は、事業の連続性や記録の必要性の観点から、文書規程に基づき適正な事務処理をする必要がある事業であったとの見解である」旨の発言があった。

以上のように、実施機関は「当該修繕事業」に関し、事業の根拠となった「調査報告書」や費用等に関する公文書を公開しており、特に起案文書等を隠す理由は考えられない。また、意見聴取において、実施機関が当該事業を実施した当時は起案文書を作成する必要がないとの認識であったと述べていることを合わせて考えると、「当該修繕事業」に関する起案文書及び協議記録を作成していないという、実施機関の主張に不自然な点は認められず、実施機関は本件対象文書を保有していないと考えられる。

したがって、当審査会は、本審査請求に係る対象文書等について不存在を理由に非公開とした実施機関の各決定は妥当であると判断した。

(2) 諮問2について

審査請求人が、本審査請求で決定を取り消して公開を求めているのは、「表彰碑」復旧（以下「当該復旧事業」という。）の意思決定に関する公文書（起案文書）である。

審査請求人は、決定の取り消しを求める理由として、決定は「当該復旧事業」の意思決定に関する公文書（起案文書）について「公開、部分公開、非公開いずれにも言及していない。公開請求の公文書の存否も不明で、その理由も分からない」と主張している。

これに対し、実施機関は、「公文書を作成していないため非公開とします。」と決定通知書に記載すべきであったと述べている。

そこで、当審査会では、①実施機関が本審査請求に係る対象文書を作成し、保有しているか否か、②決定通知書の理由不備を理由として本審査請求に係る対象文書を公開しないとした決定を取り消すべきか否かの2点について検討した。

① 対象文書の作成及び保有の有無について

審査請求人は、本件審査請求に係る公文書公開請求において、「当該復旧事業」に関し、本審査請求に係る公文書のほか、「復旧の意思決定までの経過が分かる公文書」、「表彰碑復旧工事に関する公文書」等、6つの事項を具体的に挙げて公開を求めており、実施機関は、審査請求人に対し、関連する公文書を公開している。当審査会において、それらの公開された公文書を確認したところ、協議の経緯を記した文書、副市長説明資料、工事に関する公文書（支出命令書、工事検査結果報告書、予算執行伺書、請負契約書、仕様書等）、寄付物権引渡書及び引渡書提出の起案文書、お披露目会に関する公文書（業務検査結果報告書、支出負担行為書、請書、予算執行伺書、仕様書等）があった。なお、これらの文書の中で公開に際し黒塗りされた部分は、条例6条3項の法人に関する情報あるいは条例6条6項の事務事業に関する情報に該当することを確認した。

また、当審査会の意見聴取において、実施機関は、「当該復旧事業」を実施するにあたり、意思決定に関する公文書（起案文書）を作成しておらず、審査請求に対してはその旨を書く

べきであった」、「現時点では決定に関する公文書（起案文書）を作成すべきであったと考えている」旨、述べている。

公開された文書から「当該復旧事業」に至る経緯や費用等は明らかであり、実施機関の弁明等を合わせて考えると、「当該復旧工事」について特に意思決定に関する公文書（起案文書）のみを隠す理由は考えられず、実施機関は本審査請求に係る対象文書を保有していないと考えられる。

② 本件対象文書を公開しないとした決定について

次に、当審査会は、決定通知書記載の理由が不十分であったことを理由に、「佐市緑推第310号決定」を取り消すべきか否かを検討した。上記のように、実施機関は、決定通知書の記載の不備を認めているものの、本件対象文書は存在せず、同決定を取り消しても文書不存在を理由に非公開決定がなされることは明らかである。したがって、当審査会は、同決定において実施機関が部分公開と決定し、本件対象文書について公開しないとしたことは、結論においては妥当であると判断した。ただし、決定通知書を訂正し、本件審査請求の対象となった文書について非公開と決定した理由を記載すべきである。

2 申請人のその他の主張について

本件各審査請求において、審査請求人は、「実施機関は、事務事業の実施にあたり、意思決定の際は起案文書等の公文書を作成するべきである」と主張している。当審査会は、実施機関が行う公文書作成事務の妥当性について審査する立場にはないため、本件各文書が作成されなかったことの当否については判断を行わない。

ただし、情報公開制度の目的が実現されるためには、事務事業の実施にあたって、佐賀市文書規程に基づき公文書が適切に作成、管理されることが不可欠である。

第6 審査会の審議経過

1 審議の併合について

諮問1及び諮問2については、審査請求人が同一であること及び審査請求内容に関連性が認められることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

2 審議の経過は以下のとおりである。

令和3年10月15日	諮問1について諮問の受理 実施機関からの意見聴取、審議
同年11月19日	審査請求人からの意見聴取、審議
同年12月17日	審議
令和4年1月28日	諮問2について諮問の受理、諮問1と諮問2の併合 審査請求人及び実施機関からの意見聴取、審議
同年3月10日	審議

(答申に関与した委員の氏名)

井上 亜紀、村上 英明、江崎 匡慶、酒見 紀代子、西村 龍一郎

別表1 公文書非公開決定に対する審査請求事案（諮問1）

審査請求日	請求内容	文書番号 決定日	決定内容	決定理由
	<p>下記の起案文書 件名 神野公園内表彰碑修繕 履行場所 佐賀市神園地内 工期 着工平成27年7月22日 成工平成27年8月6日</p>	<p>佐市緑推 第162号 R3.7.9</p>	<p>非公開</p>	<p>文書不存在</p>
<p>R3.7.28</p>	<p>件名 神野公園内表彰碑修繕 履行場所 佐賀市公園内地内 工期 着工 平成27年7月22日 成工 平成27年8月6日 上記について、課内協議に関する公文書 ・協議の日時 ・協議の参加者 ・協議内容の記録 ・意思決定の決裁者 ・その他協議に関する事項 [付]*佐賀市文書規程、佐賀市事務決裁規程に基づく処理案件では *同碑の事後処分については、文書規程、事務決裁規程に基づいて処理されているが</p>	<p>佐市緑推 第189号 R3.7.21</p>	<p>非公開</p>	<p>文書不存在</p>

別表2 公文書部分公開決定に対する審査請求事案（諮問2）

審査請求日	請求内容	文書番号 決定日	決定内容	決定理由
R4. 1. 27	<p>『岡崎藤吉氏表彰碑』復旧に係る一切の公文書（以下 表彰碑と言う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月9日表彰碑復旧について（申入れ）受理から復旧の意思決定までの経過が分かる公文書 ・表彰碑復旧の意思決定（起案）に関する公文書 ・表彰碑復旧工事に関する公文書（設計から、工事契約、着工、成工までの公文書） ・佐賀大学への寄付行為に関する公文書 ・表彰碑お披露目会に関する公文書 ・その他上記以外に、表彰碑復旧に係る公文書が存在すれば、その公文書 	佐市緑推 第310号 R3. 11. 4	部分公開	<p>表彰碑復旧工事及び表彰碑お披露目会に関する公文書については、条例第6条第3号に規定する、法人に関する情報（振込口座番号）が記載されており、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため。また、条例第6条第6号に規定する、事務事業に関する情報（明細単価番号）が記載されており、公開することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行を妨げる恐れがあるため。</p>